

# 「歴史文化エリア」 あり方検討委員会

議論経過及び提言内容

歴史文化エリアあり方検討委員会 事務局

# 1. 福島県沖地震（令和3年2月）

月日：R3年2月13日(木)

時間：23時07分

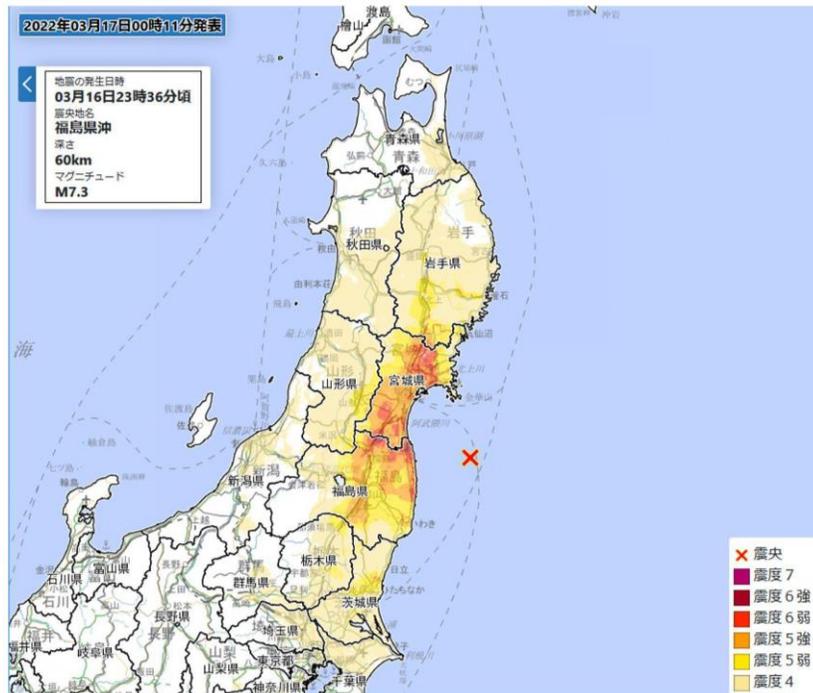
震度：最大6強

福島県

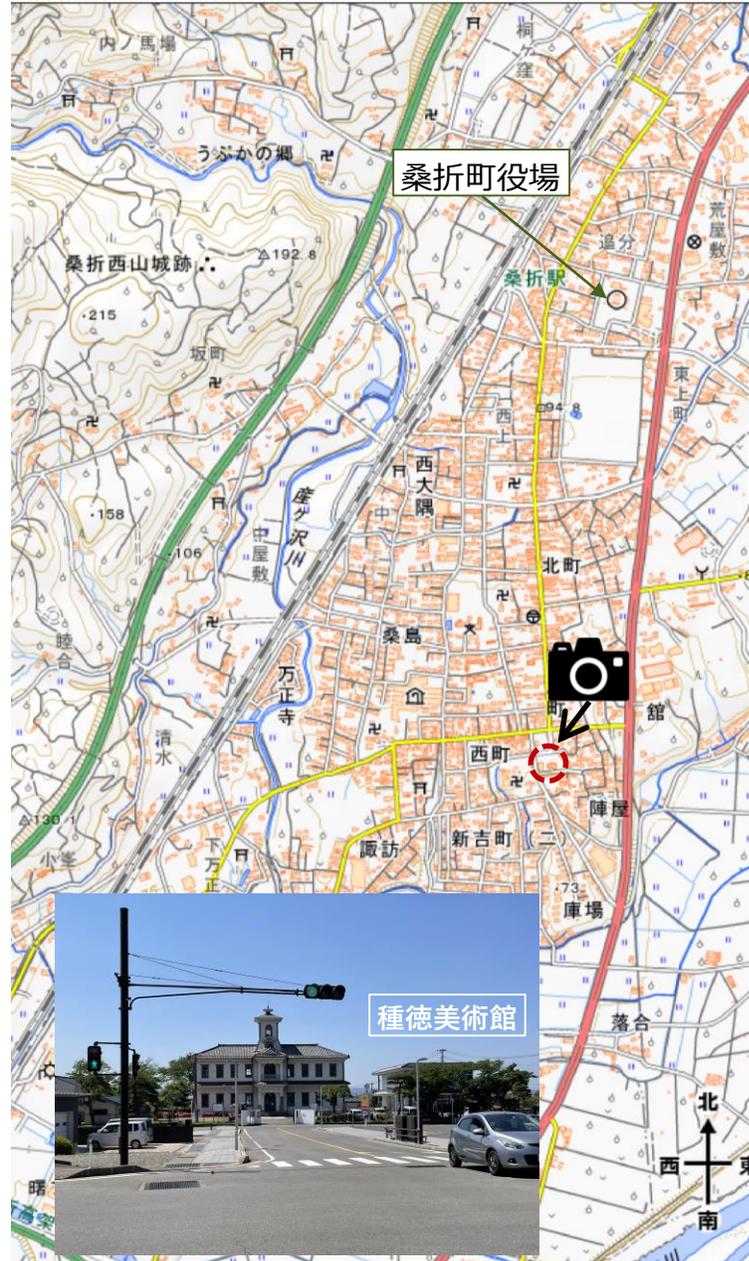
国見町、相馬市、新地町

宮城県蔵王町

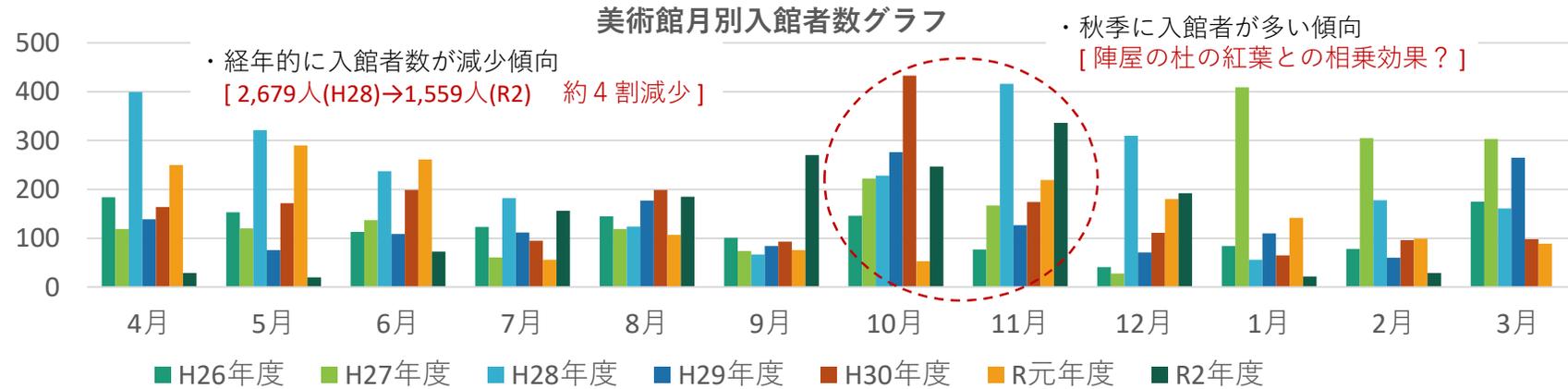
桑折町：震度6弱



# 2. 種徳美術館の状況



建築面積 : 265.86㎡  
 床面積 : 389.16㎡  
 (1階 174.66㎡ 2階 214.50㎡)  
 寄贈時期 : 昭和56年6月  
 築造後 : 約40年経過  
 耐震基準 : 旧(コンクリート設計基準強度 13.5~24N/mm<sup>2</sup>)  
 修繕・補修 : 築造後、大規模修繕等は未実施  
 既往災害 : 東日本大震災、福島県沖地震により被災



『令和3年2月 地震による被災概要』 ※被害が甚大であったため休館中



### 3. 種徳美術館の健全度

#### ▶ 耐震「診断」技術の適切な適用（抜粋）

構造躯体の劣化が著しい建物は、耐震診断基準の適用に慎重を要する  
以下のような建物では耐震診断基準の適用の可否を検討する必要がある。

- ・コンクリートコアの圧縮強度が平均値で13.5N/mm<sup>2</sup>を下回る建物
- ・竣工後30年以上経過したもので、老朽化の著しい建物
- ・塩害やアルカリ骨材反応の影響により、鉄筋の腐食が著しい建物

#### ▶ 耐震「改修」技術の適切な適用（抜粋）

- ・新設する耐震要素に地震による力が伝達できなければ、改修効果は発揮されない
- ・新設する耐震要素を取り付ける既存躯体が健全であることが前提。

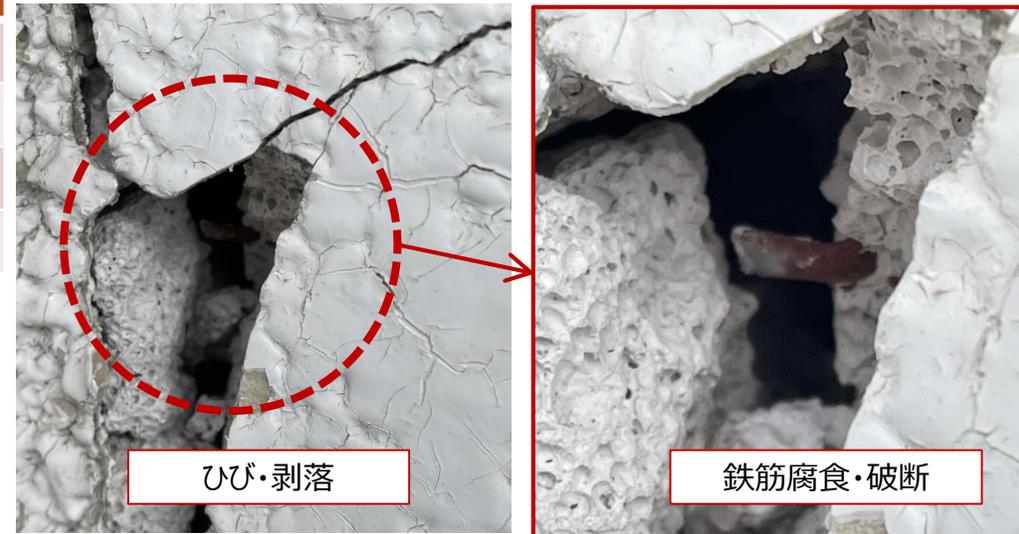
以下のような特殊要因を持つ建物では、通常の耐震診断、構造計算の他に各要因に関する検討を行い、補強設計に反映する。

要因別建物	必要な調査項目
罹災建物	災害による構造性能及び耐久性の劣化
老朽建物	老朽化による構造性能及び耐久性の劣化
不同沈下の著しい建物	不同沈下による構造性能及び耐久性の劣化
耐震上安全でない敷地に建つ建物	敷地の安全性の対策

#### 耐震補強の実施可否の判断

各種基準等を踏まえ当該建築物の老朽化・り災状況を勘案すれば、  
「構造性能及び耐久性の劣化が確認されることから、耐震補強の実施は不可能」と判断される。

【外壁部】



# 4. 令和3年度 歴史観光機能基本構想（概要 1 / 3）

## 歴史観光機能 基本構想

中間とりまとめ報告（概要）

令和4年2月  
まちづくり推進課  
生涯学習課

機能	目的	事例面積	必要面積
展示室	寄贈等美術品の展示	200㎡	220㎡
トイレ	男女トイレ	50-60㎡/階	45㎡
多目的トイレ	身障者等対応	10㎡/階	10㎡
授乳室	授乳やおむつ交換	10㎡	10㎡
エレベーター	バリアフリー法対応	5-20㎡	10㎡
交流スペース	地域住民や来訪者が飲食しながら自由にくつろぎながら交流できるスペース（軽食も提供）	70-90㎡	90㎡
厨房	軽食やイベント開催時に使用	40-45㎡	45㎡
多目的室	学習、体験、イベント等	100㎡	95㎡
観光案内所	観光案内（散策）・観光スポット紹介・イベント案内等	25-50㎡	25㎡
販売所	地元産品やお土産などの販売	60-80㎡	60㎡
事務室	スタッフ5名常駐を想定	8㎡/人	40㎡
共用部	玄関・廊下など		205㎡
建築物（計）			855㎡
駐車場	施設利用者、観光来訪者用（30台）	600-693㎡	650㎡
交流広場	屋外イベント開催	303-327㎡	320㎡
屋外施設（計）			970㎡
合計面積			1,825㎡

【現況】敷地面積600㎡ < 機能に見合う敷地面積 920㎡～1,500㎡

### 【整理結果】

敷地内での建替では、機能に見合う配置は困難なため、敷地外への移転が必要となる。



# 4. 令和3年度 歴史観光機能基本構想 (概要 2 / 3)

	売地 A	売地 B	売地 A + B	陣屋の杜公園
概要	旧伊達郡役所の南側に隣接する売地 (陣屋23-1,23-6) 面積：2,853.77㎡ 売値：5,179万円 (1.8万円/㎡)	旧伊達郡役所の南側に存する売地 (陣屋23-17) 面積：1,438.13㎡ 売値：6,525万円 (4.5万円/㎡)	旧伊達郡役所の南側に存する売地 (陣屋23-1,23-6,23-17) 面積：4,291.90㎡ 売値：11,704万円 (2.7万円/㎡)	・町民の憩いの場であり、紅葉シーズンは町外からの来訪者が多数 面積約：10,000㎡
利点	・郡役所と隣接し、一体的な利用が可能 ・求める機能の配置が可能 ・陣屋の杜公園へもアクセス性に優れる	・敷地西側町道に設置間口が長く、車両の乗り入れ面に優れる	・余裕をもった機能確保が可能 ・郡役所と隣接しており、一体的な利用が可能	・町有地であり、土地取得費が不要
課題	・土地取得費を要する	・土地取得費を要する ・求める機能の配置が困難であり、施設の一体化や輻輳化など更なる検討を要する	・土地取得費が、最も高額	・近隣居住者と施設利用者との車両輻輳が懸念 ・公園機能維持に懸念 ・国道南方面へのアクセス性に劣る
評価	求める機能の配置が可能であり、周辺施設へのアクセス性、一体利用の面に優れる ◎	敷地西側町道との車両乗り入れに優れるが、求められる機能の配置が困難であり、周辺へのアクセス性も劣る △	求める機能も余裕ある配置が可能であり、周辺施設のアクセス性、一体利用が可能。しかしながら、土地取得費が最も高額 ○	土地購入費用を要せず機能整備が可能であるが、近隣住民への生活環境悪化や公園機能の維持に懸念がある △

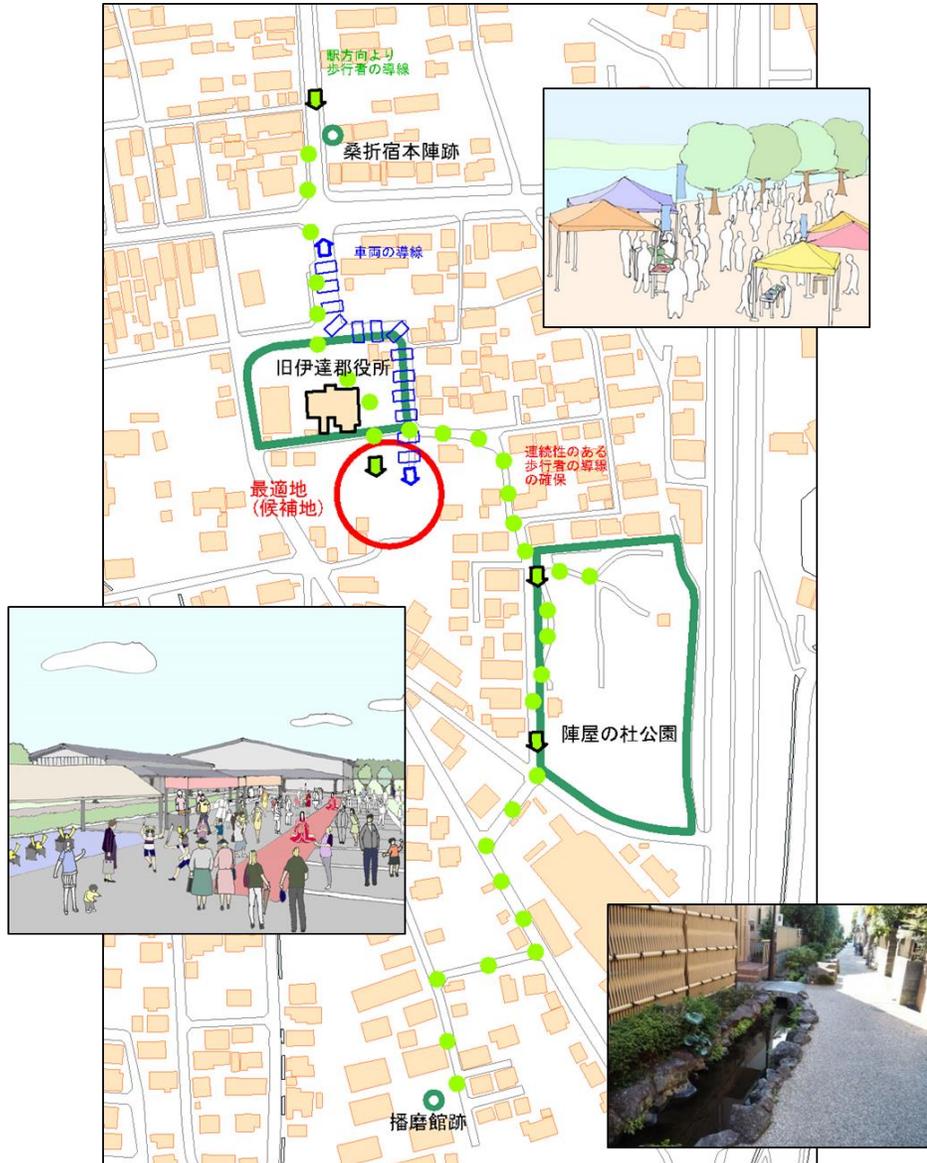
売地 A (配置イメージ)



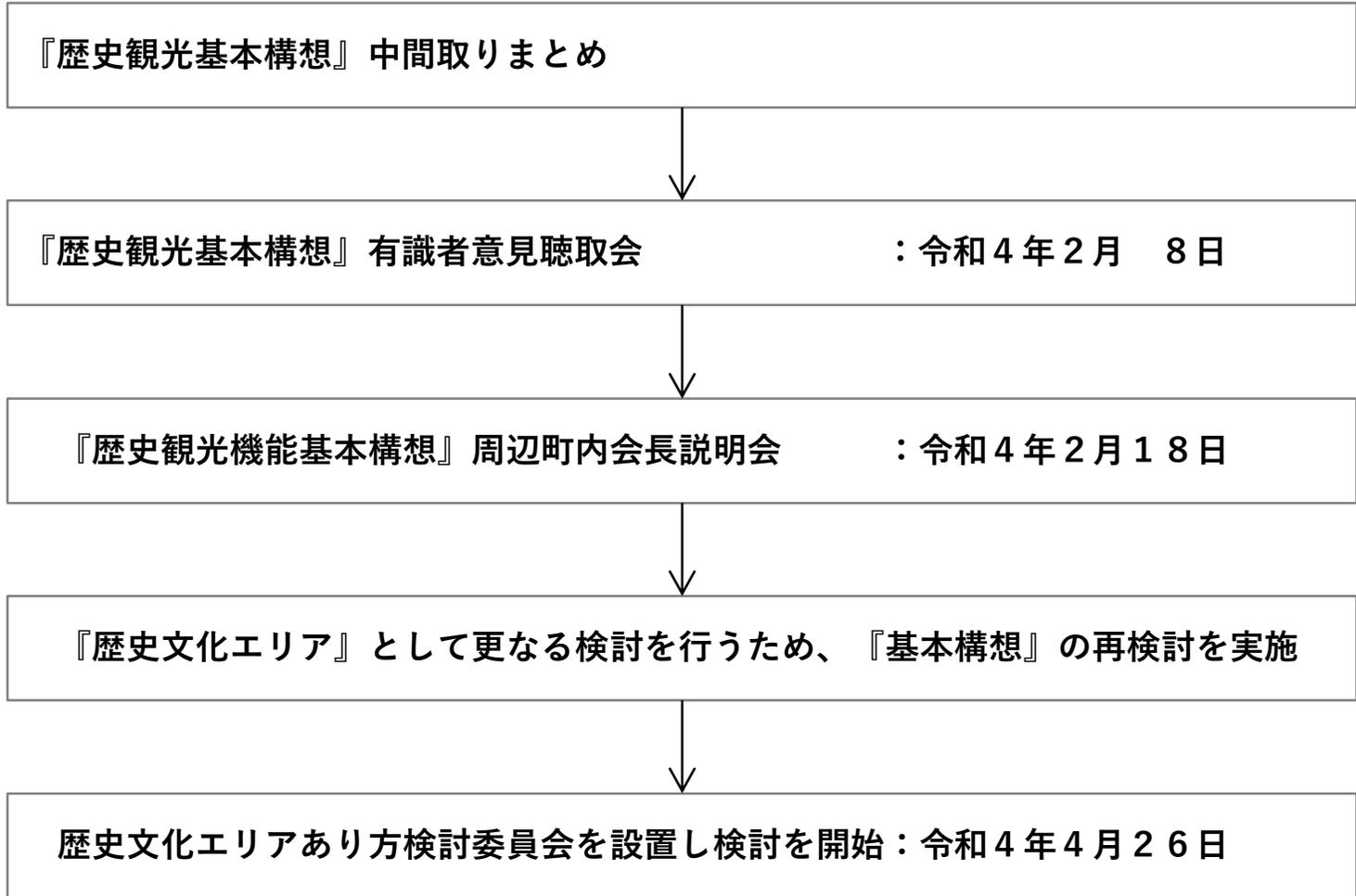
➡ 上表評価結果より、歴史観光施設の建設予定地として「売地 A」を選定する

# 4. 令和3年度 歴史観光機能基本構想（概要 3 / 3）

- 機能強化策として、通常期ならびに維持管理時に駐車可能な駐車場の整備とともに休憩機能を整備することにより、来園者ならびに滞在時間の増加ひいては町内回遊につながる可能性がある。



## 【その後の経過】



# 5. 令和4年度『歴史文化エリア』のあり方検討（1 / 12）

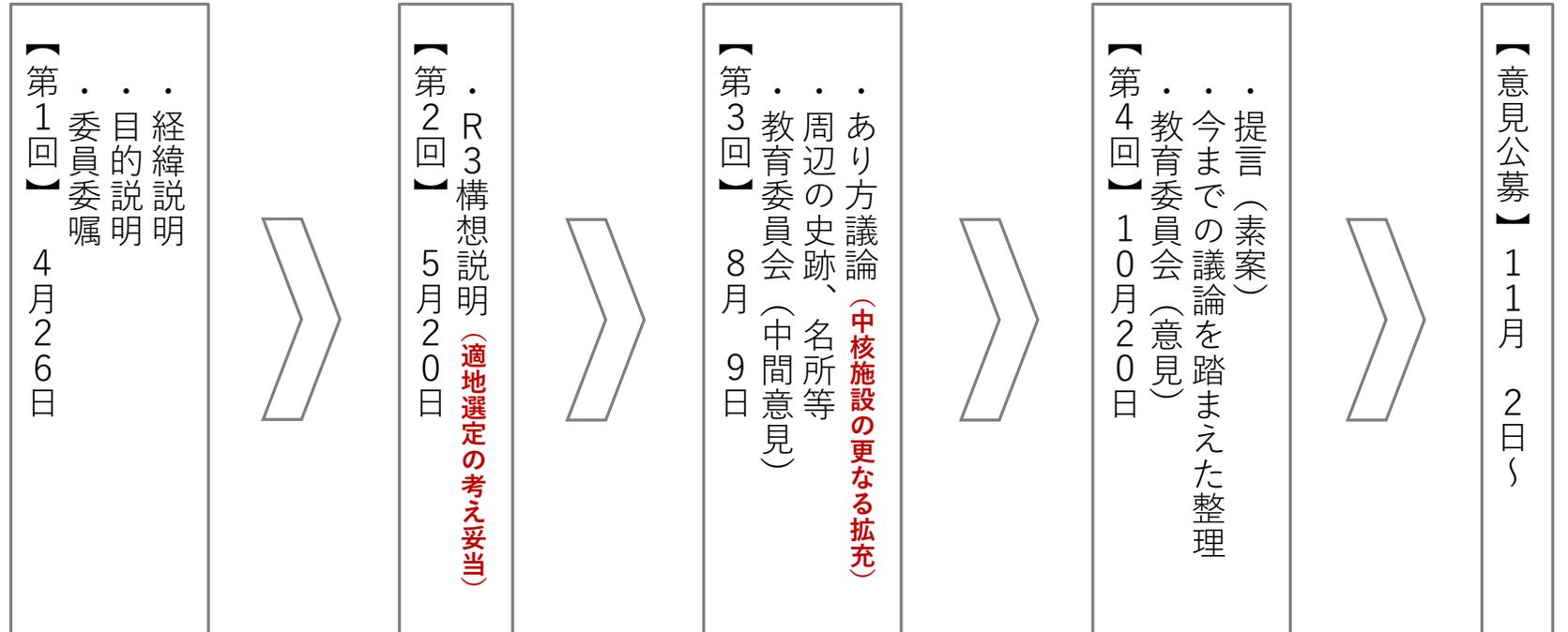
## 「歴史文化エリア」あり方検討委員会

目的：旧伊達郡役所周辺を中心とした「歴史文化エリア」のあり方について、町内各種団体等及び専門的知識を有する者をもって町の方針を検討することを目的として、「歴史文化エリア」あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

No.	分野	所属・役職名等
1	都市計画	町都市計画審議会会長
2	商工業	町商工会長
3	町民代表	町行政連絡員連合会長
4	文化財	町文化財保護審議会会長
5	文化	文化団体連絡協議会長
6	金融	福島信用金庫桑折支店長
7	教育	町教育委員会委員
8	学識経験者	日本大学工学部 建築学科専任講師



### 【開催経緯】





## 「町文化記念館のあり方」

まとめ：○現在の建物は取り壊し、新たに建て直す。

○新たな施設の機能としては、町の財産である貴重な美術品や歴史的資料を保管する収蔵庫、展示スペース、交流スペース、観光案内所、休憩スペース、学習スペースである。

※付属施設として、事務室、トイレ、更衣室、給湯室等が必要である。

○施設は耐震・防火、及び収蔵品の温度・湿度管理を備えたものとし、バリアフリーを実現したもの。

○施設の規模や集客に見合った駐車場を設ける。

主な仕様（観光案内・休憩所・事務室・トイレ等は除く）

機能	目的	床面積
美術品・資料等収蔵庫	温度・湿度管理機能付き	240.00㎡
展示スペース	美術品・歴史的資料の展示。特別企画展等の開催	100.00㎡
交流スペース	地域の人たちが展示・発表の場として、また各種イベント等の開催で自由に使えるスペース	150.00㎡
学習スペース	デジタル資料等をパソコンで閲覧できるスペース	20.00㎡
合計		510.00㎡

### 教育委員会（意見）

○内容的には、おおむね了承。

○委員の意見として下記のような意見が出る。

- ・ 施設規模は大きいほうが余裕をもてるが、町の予算がどれくらいかによっても、規模が違ってくるのではないか。
- ・ 学習スペースは設けなくても、タブレットを配布し、他の共用スペース等でも活用ができるのではないか。

# 5. 令和4年度『歴史文化エリア』のあり方検討（4 / 12）

## ハード整備が可能と想定される交付金等事業

省庁名	文化庁	農林水産省	国土交通省
事業名等	<p>文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業</p> <p>《趣旨・目的》 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づいて認定を受けた拠点計画や地域計画に基づき実施される事業に対し、<b>文化資源の磨き上げ</b>、Wi-Fiやキャッシュレス等の整備、学芸員等の体制支援、バリアフリー等の利便性向上改修や<b>展示改修等</b>、<b>地域一体となった観光コンテンツの造成等の取組を支援することによって、文化の振興を起点とした文化観光を推進し、文化・観光の振興、地域の活性化の好循環を図る。</b></p>	<p>農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション等整備事業)</p> <p>《交付金概要》 地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。 《事業内容》 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、<b>地域間交流拠点等の整備</b>を支援。</p>	<p>社会資本整備総合交付金 (歴史的風致維持向上計画)</p> <p>《交付金概要》 地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。 《計画趣旨》 我が国固有の<b>歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致を維持・向上</b>させ、後世に継承するため、市町村が作成した計画</p>
補助率等	<p>予算の範囲内で補助対象経費の2 / 3を限度（補助上限額7,500万円）</p>	<p>交付率：総事業費の1 / 2等</p>	<p>交付率：総事業費の40%</p>
対象	<p>対象経費 賃金、共済費、報償費、旅費 (<b>不動産購入費、建物の建設費は対象外</b>)</p>	<p>交付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林漁業が重要な地域であること</li> <li>定住等及び地域間交流を促進することが有効かつ適切であること</li> <li><b>既に市街地を形成している区域以外の地であること</b></li> </ul>	<p>交付概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本整備総合整備計画」を作成</li> <li>地方公共団体が自由に計画内の各事業へ国費を充当</li> </ul>

【整理結果】 既存市街地におけるハード整備は『**社会資本整備総合交付金**』のみ活用可能

# 5. 令和4年度『歴史文化エリア』のあり方検討（5 / 12）

## 社会資本整備総合交付金（国土交通省 都市局）

### ■ 地域交流センター

地域交流センターは地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な施設です。

#### 対象となる施設（抜粋）

多目的ホール、会議室、展示場、ギャラリー、活動スペース、スタジオ、交流スペースと一体となった図書コーナー、付帯して整備される喫茶コーナー

#### 該当しない例（抜粋）

ボランティアセンター等、老人福利施設、児童福祉施設等、コンサートホール等、常設展示を主目的とした施設（博物館、美術館等）、専用の体育館、スポーツジム、公衆浴場等、図書館等

### ■ 観光交流センター

観光交流センターは、地区を訪れる観光客への観光案内や観光客と地域住民との交流のための施設です。

#### 対象となる施設（抜粋）

地域住民と観光者の交流の場となる施設、観光案内所、観光客の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース

#### 該当しない例（抜粋）

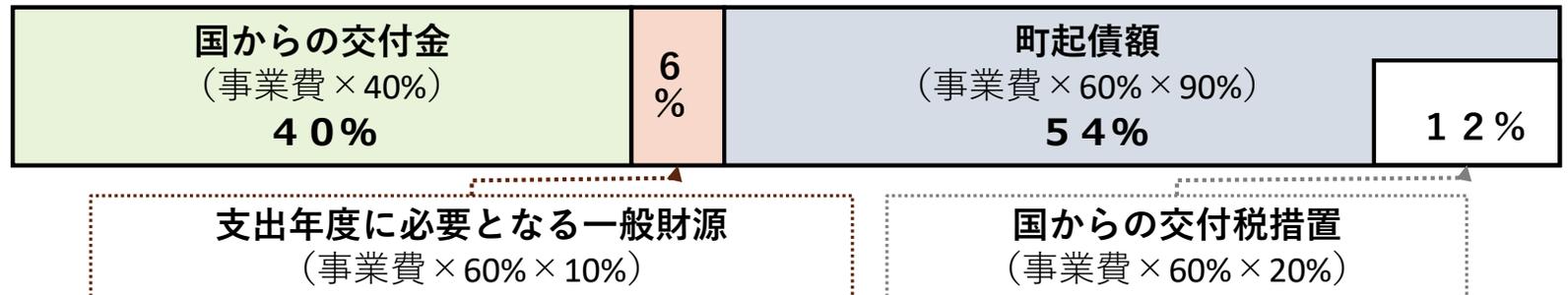
名所旧跡のゲート施設、博物館、温泉施設、地元物産等の販売を主目的とする施設



あり方研の議論を踏まえ、より趣旨にかなう

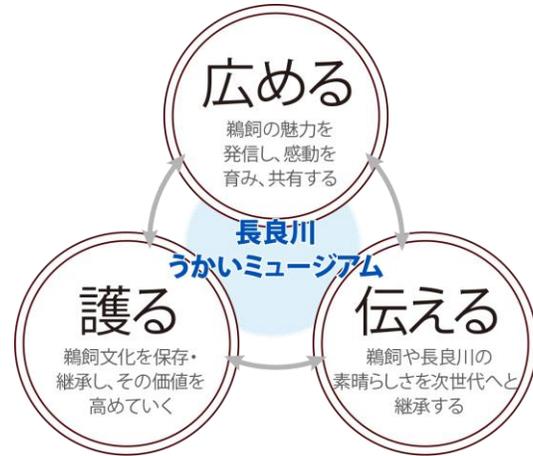
『観光交流センター』の活用を想定

### 社総交を活用した場合の負担割合



## 【観光交流センター参考事例】

長良川うかいミュージアム (<https://www.ukaimuseum.jp/index.html>)



### 長良川うかいミュージアムの設置目的

長良川の鶺鴒は、清流・長良川がもたらす自然の恵みと、1300年を超えて脈々と受け継いできた人々の営みとが生み出した、岐阜市が誇る文化資産です。自然との共生が求められる今日、自然と人との望ましい関わり方を示す“長良川の鶺鴒”の価値は益々高まるものであり、岐阜市民に加え、この時代に暮らす国内外の人々から多くの関心を集める伝統文化でもあります。こうした長良川鶺鴒文化を発信する拠点として、文化の伝承及び観光の振興に寄与することを目的に長良川うかいミュージアム（岐阜市長良川鶺鴒伝承館）は設置されました。

社会資本整備総合交付金を活用した事業  
(岐阜都心地区都市再生整備計画)

施行者：岐阜市（延床面積2,268.85㎡）

事業期間：H21～H24

完成年月：平成24年8月



【エントランスホール】



【会議室】



【多目的スペース】



【あずまや（休憩所）】

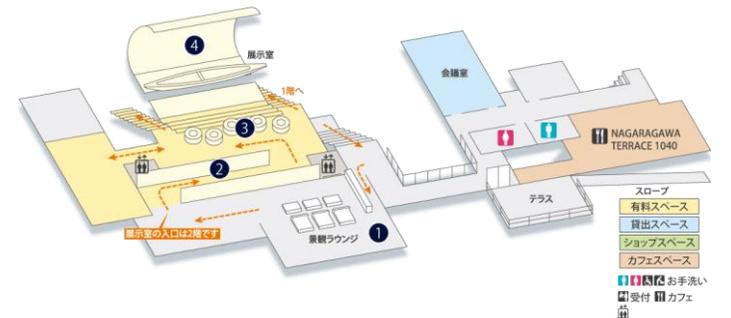


【交流体験広場】

フロアマップ：1階



フロアマップ：2階



## 【観光交流センター参考事例】

にほんまつ城報館 (<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page008886.html>)



### 社会資本整備総合交付金を活用した事業

(歴史と文化を活かした

「二本松城跡周辺地区」整備計画)

施行者：二本松市 (延床面積1,750㎡)

事業期間：H30～R4

完成年月：令和4年4月

#### 【施設概要】

- 1階 二本松歴史館
- 2階 にほんまつ観光情報館
- ・休憩ラウンジ
- ・多目的ホールA, B
- ・デッキ
- 屋外 駐車場
- 石垣ステージ
- 多目的広場
- 遺構広場

### 施設のご案内

2F：にほんまつ観光情報館  
1F：二本松歴史館

**2F**

多目的ホールA  
多目的ホールB  
多目的ホールA  
EV  
吹抜  
休憩ラウンジ  
デッキ  
ブリッジ  
観光案内  
観光情報ギャラリー

多目的ホールA

多目的ホールB

休憩ラウンジ

観光情報ギャラリー

**1F**

常設展示室  
企画展示室  
受付  
歴史館入口  
二本松城ガイド室  
EV  
TEL  
お祭り広場  
お祭り広場  
発掘ギャラリー  
イベント広場  
石垣ステージ  
男子WC  
女子WC  
多目的広場へ

常設展示室

二本松城ガイド室

お祭り広場

石垣ステージ

発掘ギャラリー

#### 二本松歴史館 入館料

区分	入館料 (1人1回につき)	
	個人	団体
常設展示室	一般	150円
	高校生以下	50円
企画展示室 (特別展)	1,000円を超えない範囲で別に定める額	

※入館は午後4時30分までです。  
※備考：「団体」とは20人以上をいいます。

## あり方研 議論

機能	必要面積
地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース	600㎡
観光案内所	25㎡
物産販売所	60㎡
交流スペース	90㎡
多目的室	95㎡
厨房	45㎡
事務室（2-5名）	40㎡
トイレ／階	45㎡
多目的トイレ／階	10㎡
授乳室	10㎡
共用部／階	205㎡
（エレベーター）	（10㎡）
<b>建築物（計）</b>	<b>1,235㎡</b>



## 教育委員会 意見内容

機能	必要面積
美術品等収蔵庫	240㎡
展示スペース	100㎡
交流スペース	150㎡
学習スペース	20㎡
<b>建築物（計）</b>	<b>510㎡</b>



## 機能再整理（案）

機能	必要面積
地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース	600㎡
観光案内所	25㎡
物産販売所	60㎡
交流スペース	90㎡
多目的室	95㎡
厨房	45㎡
事務室（2-5名）	40㎡
トイレ／階	45㎡
多目的トイレ／階	10㎡
授乳室	10㎡
共用部／階	205㎡
（エレベーター）	（10㎡）
<b>建築物（計）</b>	<b>1,235㎡</b>

交流が主たる目的ではない「収蔵庫」、「展示スペース」については、  
別敷地にて活用可能な公共施設、敷地等を教育委員会にて別途検討することが必要

また、「学習スペース」は教育委員会による整理により『他共用スペースにてタブレットを活用』を含め別途検討することが必要

# 5. 令和4年度『歴史文化エリア』のあり方検討 (9 / 12)



求める機能を持つ建築物の配置は可能と確認

さらに

- 建築物 (構造別)
- 取得用地面積

を総合的に比較し最適案を検証

機能再整理 (案) に伴う影響	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車が敷地内に駐車できない</li> <li>・利用車は敷地内一方通行</li> </ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外に大型駐車場を確保する必要有</li> <li>・狭小幅員町道の拡幅</li> </ul>

機能再整理 (案) に伴う影響	
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車状況は平屋建と同等</li> <li>・エレベーターや階段の設置面積増</li> </ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地外に駐車場を追加確保する必要有</li> <li>・延べ床面積が平屋と比較し増加</li> </ul>

# 5. 令和4年度『歴史文化エリア』のあり方検討（10 / 12）

【留意事項】

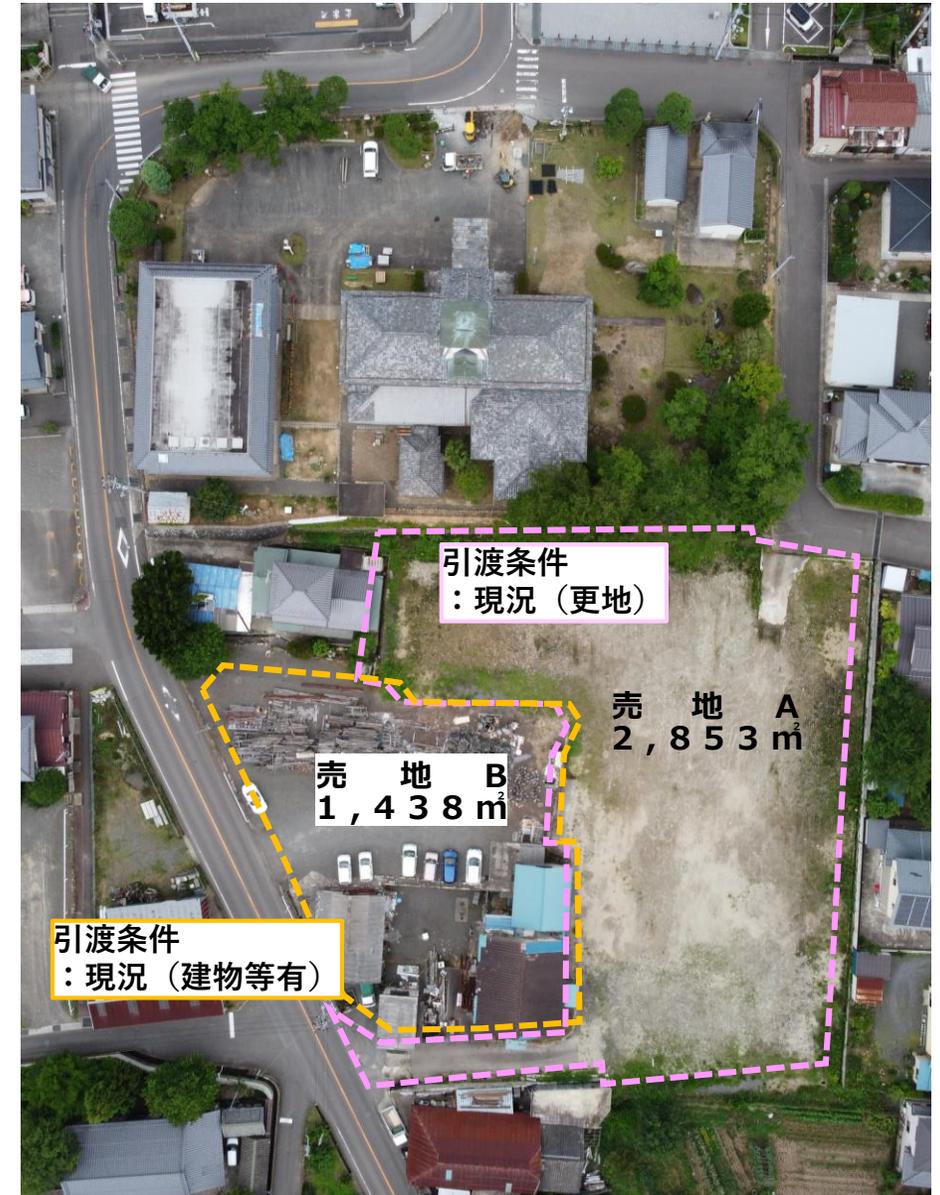
- ・用地取得費は、HP掲載価格をもとに算出
- ・建築費は、『建築着工統計調査』結果より、面積当たり工事費を算出し建築物面積と掛け合わせて概略的に算出したもの（今後の設計等進捗により額は変動する）

【売地A】 用地取得費 + 建築費

構造別			A	建築費	計	金額差
全国	木造	平屋	0.52億円	2.47億円	2.99億円	-
		2階	0.52億円	3.02億円	3.54億円	+0.55億円
福島県	木造	<b>平屋</b>	0.52億円	1.52億円	<b>2.04億円</b>	-
		2階	0.52億円	1.85億円	2.37億円	+0.33億円

【売地A + B】 用地取得費 + 建築費（建築物の解体費用等は算定外）

構造別			A + B	建築費	計	
全国	木造	平屋	1.17億円	2.47億円	3.64億円	+0.65億円
		2階	1.17億円	3.02億円	4.19億円	+1.20億円
福島県	木造	平屋	1.17億円	1.52億円	2.69億円	+0.65億円
		2階	1.17億円	1.85億円	3.02億円	+0.98億円



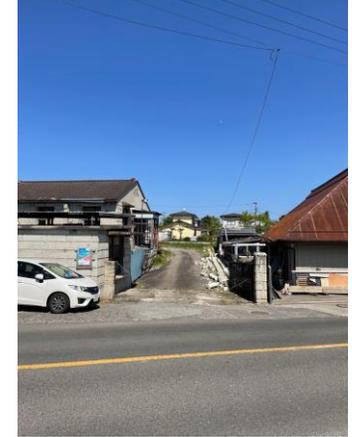
※金額差は、全国・福島県にて最も安価であった「売地A」の事業費との差額を表している



写真①：北側通路



写真②：南側通路



写真③：売地B



項目	機能面	経済性	利便性	景観保全	造成費用
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付金を活用した観光交流センター</li> <li>延床1,235㎡必要</li> <li>「地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、観光案内所、物販、交流スペース、多目的室」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>求める機能を配置するための敷地は売地Aで充足</li> <li>構造別比較にて木造平屋建、次に木造2階建が安価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売地A内にて駐車必要台数分の確保は可能</li> <li>大型車駐車不可なため敷地外に確保必要</li> <li>敷地内一方通行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧伊達郡役所の後背地に複数階層の建築物が存在した場合、旧郡役所正面からどの程度視認できるか検証が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売地Aは更地</li> <li>売地Bは売地ではあるが建物、資機材等が存在し、売却条件が現況引き渡しであり、取得後に要する解体費用等が不明</li> </ul>

## 【こおり五つの小径】

さあ、出かけてみよう  
こおり五つの小径慢遊

桑折町散策ガイドブック



1. 町にとり歴史文化エリアの形成は重要な取組みであり、旧伊達郡役所や陣屋の杜公園、周辺史跡（地域資源）等を活かしながら歴史文化のまちづくりを進めていける拠点（中核）施設としての、観光交流・情報発信・地域づくりに関する機能も併せ持つ施設の整備が必要と考えます。
2. 種徳美術館については、被災・老朽化・耐震基準未達成等の状況から速やかに解体するとともに、敷地内への車両等の乗り入れは禁止すべきものと考えます。
3. 来町者の町内回遊を図るため、拠点（中核）施設と周辺史跡等を連携させるための環境整備が必要と考えます。
4. 施設の候補地については、想定機能を配置できる売地 A が妥当と考えます。
5. 機能拡充の可能性から売地 B も候補地として加えてはどうかとの意見があります。  
本提言で後述するように機能拡充の可能性はありますが、現段階ではこれ以上の言及は困難と考えます。  
なお、アクセシビリティ、機能の必要性、優先順位に基づく段階的な整備、町のシンボルを有する地域性等の観点から状況をふまえて適宜検討していく必要はあると考えます。
6. 美術館等に保管している収蔵品の保管ならびに展示については、今回の施設整備とは別に、利活用を想定した備えるべき機能や立地等を具体的に検討するなど、教育委員会において更に議論を深める必要があると考えます。
7. 地域の文化・伝統に関する資料等を収集・保存し、行政、教育、産業等に役立つ情報として提供できる機能も考えられます。また、小中学校生の学習に利用できるよう学校図書館等と相互補完し図書や資料の検索を支援することも考えられます。
8. 文化財、美術品、歴史資料の展示、公開には、わかりやすい専門性と幅広い知見が求められます。学芸員の役割が重要になっています。また、歴史案内人の活動や施設運営への町民参加等の協力体制も充実していく必要があります。
9. 旧伊達郡役所は資料展示等に利用されていますが、建物の保護とともに利活用がさらに進められないか検討を望みます。
10. 具体的な施設設計に際しては、地域の多様な主体との連携、町民参加を重視する観点から、歴史・文化・郷土史家、歴史案内人等の関係者や地域の方々と意見交換しながら進めていくことを提案します。  
また、途中経過等、適宜公表し町民の意見を求めることも検討して下さい。